



建物の解体工事、改修工事にはアスベストの
事前調査義務があり、80㎡以上の建物解体工
事、若しくは100万円以上の改修工事には、都
道府県等への報告義務があります。

アスベスト調査は 当社へお任せください！

調査・診断

専門のスタッフが
責任を持って調査します。

事前調査・診断

2006年8月以前に建てられた建物には、建材資材にアスベストが使われている可能性があります。図面確認、実際の現場確認などを行いどこにアスベストが使われているのか、含有の可能性について事前に判断させていただきます。

サンプル採取・分析

自社および信頼ある
提携分析機関で分析します。

サンプル採取

アスベスト含有の可能性のある建材を当社スタッフがサンプリングします。高所作業車での高所サンプリングも可能です。

分析

当社でも自社で分析を行なう他、ISO/IEC 17025(JIS Q 17025)認定を受けた信頼ある分析機関とも提携し、正確な分析を行います。

報告書作成

事前説明・申請・記録に
必要な報告書を作成。

報告書作成

元請業者は、発注者に対して工事着手前に石綿含有建材に関する説明を行い、事前調査結果・記録を書面で作業場所に備え付けなければならない、且つ3年間の保存義務があります。

こちらの説明、保存記録として利用できる、報告書を作成いたします。オンライン報告(Gビズ)にも対応する内容です。

石綿除去工事

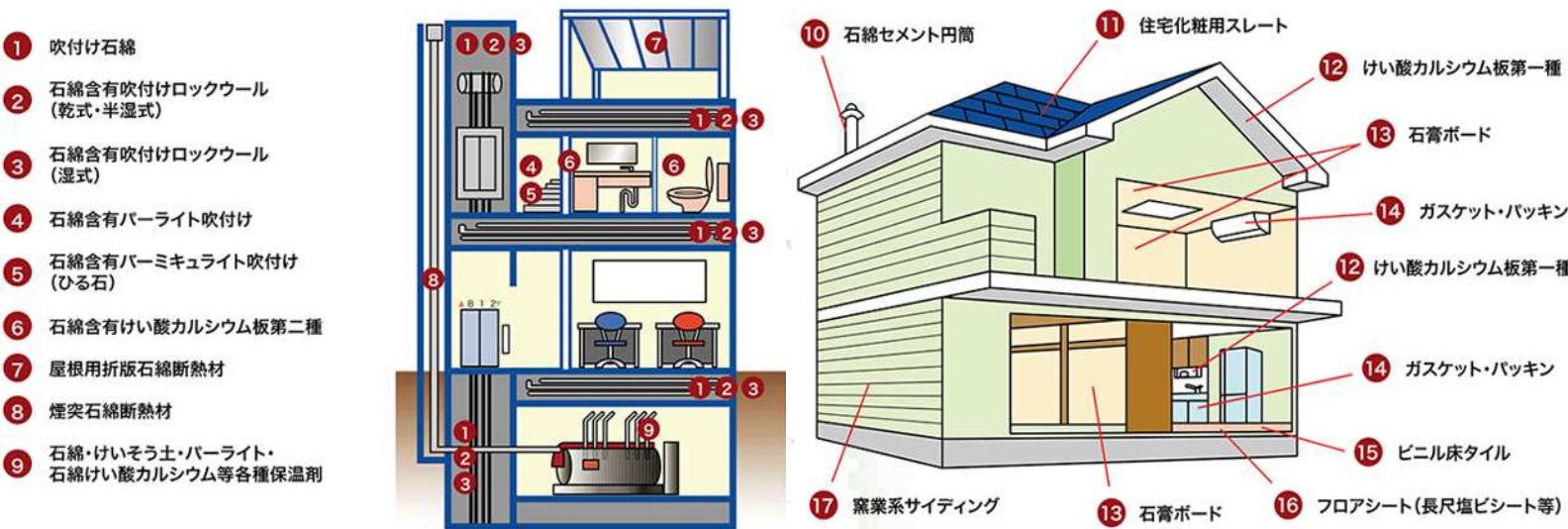
全ての石綿除去工事に対応

石綿除去工事

すべての石綿除去等工事を行います。

石綿のレベルに応じて、多くの届出、申請があり、工事自体も漏洩やばく露に配慮するなど、環境面、安全面等において多くのノウハウが必要な極めて特殊な工事が必要となります。

こんなところにアスベストは使われております。



2006年9月以前に建てられた建物にご注意を。

戦後、日本で使われた石綿の大半は海外からの輸入に頼っており、1970年から90年にかけて年間約30万トンという大量の石綿が輸入されていました。

わが国では、1995年に石綿のうち有害性の高いアモサイトとクロシドライトの使用等が禁止となり、石綿含有物は、石綿をその重量の5%を超えて含有するものから1%を超えるものに変更となりました。クリソタイルについても2004年10月に労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を含有する建材(石綿セメント円筒、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、繊維強化セメント板、窯業系サイディング)、摩擦材、接着剤の製造等が禁止となりました。

2006年9月以降は、代替が困難な一定の適用除外製品等を除き、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造等が禁止されました。2012年3月1日以降は、「石綿分析用試料等」を除く、すべての石綿含有物の製造等が禁止されました。

今後は石綿が大量に輸入使用された1970年から1990年頃に建てられた建築物の老朽化に伴い、建築物の解体が増加します。そこで、解体等の工事における石綿のばく露防止対策の一層の徹底を図ることなどの目的から石綿に関して独立した規則として2005(平成17)年7月に「石綿障害予防規則」が施行され、その後、2020(令和2)年7月には改正が行われました。
(独)環境再生保全機構HPより)

